1. 議事日程

〔令和4年第4回安芸高田市議会臨時会第1日目〕

令和4年11月22日 午前10時開会 於 安芸高田市議場

【第1号】

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第5号 専決処分した事件の承認について【令和4年度安芸高田市一般

会計補正予算(第6号)】

日程第4 承認第6号 専決処分した事件の承認について【令和4年度安芸高田市一般

会計補正予算(第7号)】

追加日程第1 議長の辞職許可

追加日程第2 議長の選挙

追加日程第3 副議長の辞職許可

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 議席の一部変更

日程第5 常任委員の選任

日程第6 議会運営委員の選任

追加日程第6 議会広報特別委員の辞任許可

追加日程第7 議会広報特別委員の選任

追加日程第8 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	南	澤	克	彦	2番	田	邊	介	三
3番	Щ	本	数	博	5番	新	田	和	明
6番	芦	田	宏	治	7番	Щ	根	温	子
8番	先	JII	和	幸	9番	児	玉	史	則
10番	大	下	正	幸	11番	Щ	本		優
12番	熊	高	昌	三	13番	秋	田	雅	朝
14番	金	行	哲	昭	15番	石	飛	慶	久
16番	宍	戸	邦	夫					

3. 欠席議員は次のとおりである(1名)

4番 武岡隆文

4. 会議録署名議員

9番 児玉史則 10番 大下正幸

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(9名)

市 長 石 丸 伸 二 副 市 長 米 村 公 男教 育 長 永 井 初 男 総 務 部 長 行 森 俊 荘 企 画 部 長 猪 掛 公 詩 福岷ç總長蔣福祉事務所長 大 田 雄 司総 務 課 長 新 谷 洋 子 健康長寿課長 中 村 由美子財政課財政係長 小 野 哲 司

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局次長 久城祐二 総務係長 藤井伸樹主 百野貴恵 主任主事 山口 渉

~~~~~~

午前10時00分 開会

○宍 戸 議 長 定刻になりました。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回安芸高田市議会 臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。 日程に入るに先立ち、議会事務局次長より諸般の報告をいたさせます。 久城事務局次長。

○久城事務局次長 諸般の報告をいたします。

第1点、市長より、本臨時会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、1件の報告がありました。

第3点、教育長より、令和3年度分教育委員会事務の点検、評価報告書について報告がありました。

第4点、監査委員より、令和4年8月分及び9月分の例月出納検査の報告がありました。

第5点、閉会中の議員派遣結果について報告いたします。

写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○宍 戸 議 長 以上をもって、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○宍 戸 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、9番 児玉議員及び10番 大下議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○宍 戸 議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について報告を求めます。

熊高議会運営委員長。

○熊高議会運営委員長 令和4年第4回臨時会の運営につきまして、去る11月8日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告をいたします。

会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日1日のみといたしました。

本臨時会に付議されます案件は、承認2件、常任委員の選任及び議会 運営委員の選任の4件でございます。

議案審議についてでですが、承認2件は、委員会付託を省略すること

といたしました。

以上で報告を終わります。

〇宍 戸 議 長 お諮りします。ただいまの報告のとおり、会期は本日1日とすること に御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍 戸 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

~~~~~

日程第3 承認第5号 専決処分した事件の承認について【令和4年度安芸 高田市一般会計補正予算(第6号)】

〇宍 戸 議 長 日程第3、承認第5号「専決処分した事件の承認について【令和4年度 安芸高田市一般会計補正予算(第6号)】」の件を議題といたします。 議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。 石丸市長。

○石 丸 市 長 本件は、新型コロナウイルスのワクチンにかかる費用を、既定の歳入 歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年10月11日付で専決処分をしましたので、承認を求めます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

〇字 戸 議 長 これをもって、提案理由の説明を終わります。 この際、担当部長から要点の説明を求めます。 猪掛企画部長。

○猪掛企画部長 それでは、専決処分した令和4年度安芸高田市一般会計補正予算(第6号)の要点の説明をします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,952万7,000円を追加し、予算の総額を205億6,907万4,000円としたものです。

これは新型コロナウイルス感染症対策に伴うオミクロン株対応ワクチン接種に要する経費を追加するもので、ワクチン接種の準備に関する事務を早急に始める必要があったことから、10月11日付で専決処分しました。

議案の10ページ、11ページをお開きください。

歳入ですが、15款の国庫支出金は接種に伴う国からの財政支援措置がなされることから、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を6,347万6,000円、また、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金を6,605万1,000円、それぞれ計上しました。

続いて、13ページをお開きください。

歳出ですが、説明欄のほうにありますように、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費6,605万1,000円の主なものは、会計年度任用職員の雇用などに係る報酬1,189万円、また、コールセンター等接種会場の運営に係る委託料を3,738万9,000円計上したものです。

その下、新型コロナウイルスワクチン接種事業費6,347万6,000円はオ

ミクロン株対応ワクチン接種を委託により実施するためのものです。 以上で、要点の説明を終わります。

○宍 戸 議 長 以上をもって、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

南澤議員。

○南澤議員 新型コロナウイルスワクチン接種体制についてお伺いします。

厚生労働省より、副反応疑いの報告というものがなされているかと思いますが、そのあたりのことは当局のほうで、福祉保健部のほうで把握されていますでしょうか。

〇宍 戸 議 長 答弁を求めます。

中村健康長寿課長。

○中村健康長寿課長 予防接種においての副反応被害というところですが、このワクチン接種、昨年度から始めております。昨年度は2件ほど発熱、腕の腫れとい

うところで被害というところで、申請が出ております。これを、今、県 を通じて、国のほうに提出をしております。

今年度も、今のところ腫れとか発熱というところで、2件ほど申請が 出ておりますので、今年度分につきましては、今、調査委員会で検討し ているところです。

以上です。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 厚生労働省のホームページによりますと、令和4年11月11日に開催された副反応疑いに関する審議会のほうで、直接の因果関係というのはは

れた副反応疑いに関する審議会のほうで、直接の因果関係というのはは っきりはしないところもあるんですけれども、それぞれのワクチンに対

して、死亡例の報告などもございます。

これは、当然、安芸高田市内でということではなくて、全国でということなんですけれども、こういった状況は把握されてますでしょうか。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

中村健康長寿課長。

○中村健康長寿課長 こちらに挙がってきている申請というのは、今申し上げたように、昨

年度2件、今年度2件というふうに把握をしております。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

起立の上、質問してください。質疑をお願いします。

○南澤議員 厚生労働省のほうで、ワクチンの接種後に、死亡につながるような事

例があるかないかということを、あったという報告がホームページに載ってまして、それについて、把握しているかどうかを質問したんですけれども、今ちょっと答弁が不十分だと思いますので、議長、もう一度答

弁をお願いします。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

中村健康長寿課長。

○中村健康長寿課長 安芸高田市においての死亡事例ということではなく、全国においての 死亡事例があるということは把握をしております。

以上です。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤議員。

○南澤議員

そういった確率的には100万回当たり6回とか2回とかそういうぐらいの確率ではあるんですけれども、そういったことにつながるということを接種の案内に、そういうリスクがあるということを知った上で、接種をするかしないかの判断をするべきではないかなというふうに考えます。そういったリスクについて、今のところ市からの情報提供には、リスクについての記述というのはないと思うんですけれども、そういったことを今後お知らせする御予定はございますでしょうか。

〇宍 戸 議 長 答弁を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長

このワクチン接種につきましては、御本人さんの同意をいただいているというふうに思っております。なので、御本人さんが、そのリスクがあるかどうかというのは、御本人さんが調べるべき、もしくはお医者さんの中でも、御相談されたりとかいうことになっておりますので、あえて死亡のリスクを本市がその説明書の中に書かなくても、御自身で御判断いただく、要はリスクが高いと思われる方につきましては、接種を御遠慮いただく、もしくは検討してされないという検討もあるわけですので、この接種は、何度も申し上げますが、強制ではありません。本市においては、死亡事例はありません。

以上です。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

石丸市長。

〇石 丸 市 長

ただいま死亡のリスクについての質問をいただいたわけなんですけども、リスク、効能、いずれにおいても、市が独自の見解は出していません。これまでですね。あくまでも、国、政府、厚生労働省の見解を伝えているだけですので、厚労省がそのような見解を出せば、当然、市がその情報は市民に提供し得ますが、そうでない限り、市独自の見解というのは、出す立場にありません。国の事業です。御認識があると思うんですが、もしない方いらっしゃれば、危険ですので、改めて御説明しました。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

熊高議員。

○熊 高 議 員 最近、ワクチンの変更があるというふうに通知がありまして、議会の

ほうにも配ってありますけども、私も近々に受ける予定でおりましたけども、いわゆるモデルナからファイザーに変更になるというような状況の通達がありましたが、これについて、状況について、どういう流れになっておるのかというのを見解を聞かせていただきたいと思います。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

中村健康長寿課長。

○中村健康長寿課長

実は11月24日から高宮町から始まりまして、各町を巡回して行います 集団接種で使うワクチンのことですが、今まではモデルナ社製で行うと いうことで案内を当初しておりましたが、実は国のほうから届くワクチンがモデルナ社製が十分に届かないという情報が入りました。

それを受けまして、本市では、今後の集団接種をファイザー社製のほうを予定していた量以上にファイザー社製のワクチンが入るということが判明しましたので、ファイザー社製に変更することといたしました。 以上です。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 そのように説明にも少し触れてあったと思いますので、今後は、ファイザー社製に全てなるのかどうか、あるいはいろいろちまたではモデルナがきついとか、ファイザーが軽いとか、いろんな話がありますけど、それはそれぞれの見解とか個人のことだと思いますけども、今後ファイザー社で終盤までいくのかどうか、そこらあたりはどのような見通しを

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

大田福祉保健部長。

持っておられますか。

○大田福祉保健部長

説明のところにもございましたが、ワクチンの供給が全てであります。今後もワクチンの供給の形が急遽変わる場合もあり得ます。なので、 熊高議員さんおっしゃったように、ファイザー社で最後までいけるかど うかというところまでは分かりません。

ただ、ファイザーもモデルナも、どちらもBA. 4-5を使っております。 なので、今、皆さんにお届けできるワクチン接種は最新のワクチンで接 種ができるという体制は整えていきたいというふうに考えております。 以上です。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍 戸 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍 戸 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

○宍 戸 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第5号「専決処分した事件の承認について【令和4年度 安芸高田市一般会計補正予算(第6号)】」の件を起立により採決いた します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
「起立多数」

○宍 戸 議 長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~()~~~~~~

日程第4 承認第6号 専決処分した事件の承認について【令和4年度安芸 高田市一般会計補正予算(第7号)】

〇宍 戸 議 長 日程第4、承認第6号「専決処分した事件の承認について【令和4年度 安芸高田市一般会計補正予算(第7号)】」の件を議題といたします。 議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。 石丸市長。

○石 丸 市 長 本件は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担を軽減するため、 住民税非課税世帯等に対して給付金を支給する費用を既定の歳入歳出予 算の総額にそれぞれ追加するものです。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年10月14日付で専決処分をしましたので、承認を求めます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

〇宍 戸 議 長 これをもって、提案理由の説明を終わります。 この際、担当部長から要点の説明を求めます。 猪掛企画部長。

○猪掛企画部長 先ほどの要点説明のときに、起立をせずに説明をさせていただきました。大変失礼いたしました。申し訳ございませんでした。

それでは、専決処分しました令和4年度安芸高田市一般会計補正予算 (第7号)の要点の説明をします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億4,992万3,000円を追加し、予算の総額を209億1,899万7,000円としたものです。

これは、国が電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担を軽減するため、住民税非課税世帯等に1世帯当たり5万円の現金を支給する給付金と、市がその給付金に2万5,000円を上乗せして支給する給付金を計上したもので、速やかに事業を実施する必要があったことから、10月14日付で専決処分しました。

予算書の10、11ページをお開きください。

歳入ですが、15款の国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地 方創生臨時交付金を1億1,664万1,000円、また、電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付事業費補助金を2億3,328万2,000円それぞれ計上しました。

続いて、13ページをお開きください。

歳出ですが、説明欄の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業費3億4,992万3,000円の主なものは、通知文などの郵送料として通信運搬費を125万7,000円、給付業務に必要なシステムを改修するため、システム改修業務委託料を121万円、補助費として、緊急支援給付金3億4,500万円などです。

以上で要点の説明を終わります。

○宍 戸 議 長 以上をもって、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山本数博議員。

○山本数博議員 3番、山本数博です。13ページの説明、18の負担金補助及び交付金ですけど、国、県の補助金は国の制度でやられとると思いますけど、単独補助はどうしてもせんにゃあいけん補助金なんでしょうか。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

新谷総務課長。

○新谷総務課長 単独補助につきましては、新型コロナウイルスの関係で、生活に影響が与えられている中、真に生活に困っている方に対し、措置として5万円の半分2万5,000円を追加で計上したものです。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員

これは、国の補助を市が任意に追加で臨時交付金を使って加算したと、こういうふうに理解したんです。今質問したいのは、以前、国の支援するための交付金が10万円だったか配られましたですね。その後、生活困窮という考えで、均等割の世帯へ5万円が配られたように記憶しておるんですが、このたびこの市の単独補助は、国の若干の指示ということはないんですが、考え方があってそれに沿って加算されたんか、それとも市が独自に考えられて加算したのかというところをちょっと聞きたかったんですけど、どうしてもかというところです。

以前に、均等割の世帯に対して、生活困窮に準ずるとこういうことで 市の単独補助事業をやられたというふうに記憶しておるんですが、そう いうことは考えられなかったんかなということをちょっとお伺いしたん です。

まず1点、どうしてもこの2万5,000円を加算せにゃいけんかったんかどうか、そこら辺の市の考え方を、どうして2万5,000円加算したんかというところをちょっとお伺いしたいんですけど。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

猪掛企画部長。

○猪掛企画部長 このたびの補正予算ですが、確かに国の補正予算の推奨事業メニュー

というのがありまして、基本的には生活者支援、あるいは事業者支援、 そういったところに使うようにということがございます。

これまでの補正予算の中で、今おっしゃられましたように、住民税の 均等割のみの課税世帯への支援もしてまいりました。その前には、非課 税世帯への支援もございます。

それとともに、事業者に対しましては、原油価格高騰対策の事業者支 援事業も、これまでの補正の中で組んでおります。

このたび冬を控えて、特に暖房でありますとか、そういったところで 電気代、あるいは灯油代、そういったことが重く生活にのしかかるであ ろうとされる住民税非課税世帯に対して、国もそれを支援していくわけ ですけども、市のほうの考えも、特にそこの生活困窮者への支援をさら に手厚くしようという方針の中から、この単独での支援というのを決定 したという経緯でございます。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員

生活困窮というところで、支援せにゃいけんというのは分かるんです けど、今の先ほども申しましたように、非課税世帯のあと均等割世帯も 生活困窮に準ずるんだというところで、給付をされた経緯があるんです ね。その辺は検討してもまあ財源が決まっとるんで、そこまでは出せな いという検討だったのか、それとも非課税世帯へ加算するだけで、均等 割の世帯に対しての議論はされなかったのか、その辺をちょっとお伺い いたします。

〇宍 戸 議 長 答弁を求めます。

猪掛企画部長。

当然、均等割のみの世帯の部分も踏まえながら、今回は、特にその中 ○猪掛企画部長 でも生活が厳しいであろう非課税世帯のところに支援をすることとしま した。

> それと、ただ全体の予算枠の課題もございまして、そういう決定をし たところでございます。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

石飛議員。

住民非課税世帯の方、9月に確か閣議決定して、首を長くされていた ○石 飛 議 員 と思う状況です。今、専決処分をされたのは、10月14日と承認の5号は 10月11日に専決処分が3日ほど早い。このタイムラグもあるんですが、 その国会で承認されて、決まってすぐに結論、スムーズに結論が出なか ったという事情はどこにあったんでしょうか。

答弁を求めます。 ○宍 戸 議 長

新谷総務課長。

○新谷総務課長 時期の問題なんですけれども、閣議決定後、9月末ぐらいに国のほう から要綱等の案が来ました。それを受けて、予算等の検討、それから改 修費用の見積り等を取りましたところ、直近が10月14日、できるだけ急いで実施したところ14日が最短だったということで御理解いただきたいと思います。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

石飛議員。

○石 飛 議 員 よく分かりました。

通知のほうはいつ頃届く予定になっていますか。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

新谷総務課長。

○新谷総務課長 本件の通知は、11月11日だったと思うんですが、順次発送をしておりまして、11月11日に発送を開始しております。順次該当すると思われる世帯のほうには届いているかと思います。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

熊高議員。

○熊 高 議 員 先ほどの18項の負担金補助及び交付金の中で、それぞれの質問もありましたが、該当する世帯数について、具体的な数字をお聞かせいただきたいと思います。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

新谷総務課長。

○新谷総務課長 該当すると思われる世帯4,600で計算をしております。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍 戸 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍 戸 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

○宍 戸 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第6号「専決処分した事件の承認について【令和4年度 安芸高田市一般会計補正予算(第7号)】」の件を起立により採決いた します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○宍 戸 議 長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。執行部は退席をお願いします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\bigcirc\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# 午前10時34分 休憩 午前10時35分 再開

~~~~~

○宍 戸 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、一身上の都合により、副議長と交代をいたします。

○石飛副議長 この際、日程の追加について、お諮りいたします。

宍戸議長より、議長の辞職願が提出されました。議長の辞職許可の件は、緊急を要しますので、緊急事件と認め、日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

○石飛副議長 異議なしと認め、日程を追加いたします。

追加日程第1 議長の辞職許可

○石飛副議長 追加日程第1 議長の辞職許可の件を議題といたします。

事務局次長に、辞職願を朗読させます。

久城事務局次長。

○久城事務局次長 辞職願。

このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので、地方自治法 第108条の規定により、許可されるよう願い出ます。

令和4年11月22日、安芸高田市議会副議長 石飛慶久様。

安芸高田市議会議長 宍戸邦夫。

○石飛副議長 お諮りいたします。本件は、申出のとおり辞職を許可することに御異 議ございませんか。

(異議なし)

○石飛副議長 異議なしと認めます。よって、宍戸議長の議長辞職については、許可 することに決定しました。

> ただいま議長を辞職された宍戸議員より退任の挨拶の申出があります ので、これを許可します。

16番、宍戸議員。

○宍 戸 議 員 貴重な時間をいただき、ありがとうございます。

議会制民主主義の二元代表制、これを一役を担う議会は、まちづくりの全ての根幹だと思います。

私は、住民自治を民主的に確立するという視点に立って、議会の運営、 常に安定した運営をしたいということを目指してまいりました。

議員の皆様方におかれましては、冷静な対話の下、議会運営を粛々と 進めていただきました。心から感謝申し上げます。

また、事務局職員の皆様方をはじめ、執行部の職員の皆様方の陰に陽 に御指導・御協力をいただきましたことをこの場をおかりいたしまして、 厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

これから私、一議員として、議員の皆様とともに議会の使命を果たす。

そのために、議員の役割をしっかり担っていきたいという思いです。今後ともよろしくお願いいたします。

私の議長退任に当たっての挨拶とさせていただきます。本当にありが とうございました。

○石飛副議長

この際、日程の追加についてお諮りいたします。議長の辞職に伴い、 新たに議長を選挙する必要があります。

議長の選挙は、緊急を要しますので、緊急事件と認め、日程に追加し、 直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょう か。

(異議なし)

○石飛副議長 異議なしと認め、日程を追加いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~

○石飛副議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~

追加日程第2 議長の選挙

○石飛副議長 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法については、投票によることといたします。

これより、議場を閉鎖いたします。

〔議場の閉鎖〕

○石飛副議長 ただいまの出席議員数は、15名です。

それでは、投票用紙を配ります。

〔投票用紙の配付〕

〇石飛副議長 なお、投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載くだ さい。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○石飛副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をします。

〔投票箱の点検〕

〇石飛副議長 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げま すので、順次投票を願います。

〇久城事務局次長 1番 南澤議員、2番 田邊議員、3番 山本議員、5番 新田議員、6 番 芦田議員、7番 山根議員、8番 先川議員、9番 児玉議員、10番 大下議員、11番 山本議員、12番 熊高議員、13番 秋田議員、14番 金行議員、16番 宍戸議員、15番 石飛議員。

○石飛副議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

○石飛副議長 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場の開鎖〕

○石飛副議長 開票を行います。

開票の立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、私から指名いたします。

11番、山本優議員、及び12番 熊高議員を指名いたします。

両議員、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○石飛副議長 立会人は、自席にお戻りください。

選挙の結果を報告します。

投票総数15票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票13票、無効投票2票です。

大下議員9票、南澤議員3票、金行議員1票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は、4票です。よって、大 下議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました、大下議員が議場におられますので、 本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたしま す。

議長就任の挨拶をお願いいたします。

御登壇お願いします。

○大 下 議 長 皆様方の心温まる御推挙をいただきまして、議長という大役を拝命い たしましたことを身の引き締まる思いでございます。

また、責任の重さも痛感しているところでございます。

議員の皆様方の御理解と御支援を得ることをお願いして、円滑な議会 運営と議会のさらなる活性化に努めてまいる所存でございます。

どうぞ今後とも温かい御支援並びに御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○石飛副議長 議長が確定いたしました。

よって議長と交代をいたします。

ここで、暫時休憩といたします。

~~~~~~

午前11時17分 休憩 午前11時18分 再開

~~~~~

○大 下 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、日程の追加について、お諮りいたします。石飛副議長より、副議長の辞職願が提出されました。副議長の辞職許可の件は、緊急を要しますので、緊急事件と認め、日程に追加し、直ちに議題としたいと思

いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、日程を追加いたします。

~~~~~

追加日程第3 副議長の辞職許可

○大 下 議 長 追加日程第3 副議長の辞職許可の件を議題といたします。

事務局次長に、辞職願を朗読させます。

久城事務局次長。

○久城事務局次長 辞職願。

このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるよう願い出ます。

令和4年11月22日、安芸高田市議会議長様。

安芸高田市議会副議長 石飛慶久。

○大 下 議 長 お諮りいたします。本件は、申出のとおり辞職を許可することに御異 議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認めます。よって、石飛副議長の副議長辞職については、 許可することに決定いたしました。

> ただいま副議長を辞職された石飛議員より退任の挨拶の申出がありま すので、これを許可いたします。

15番、石飛議員。

○石 飛 議 員 2年間大変お世話になりました。コロナ禍の渦の中、なかなか外に行くこともできず、自粛したムードが蔓延して、なかなか副議長という役職の中で、対外的なこと、また皆さんと一緒に視察研修も出ることがなかったという、本当のまちづくりの根幹ができなかった2年かと思います。

ただ、私としては、前宍戸議長を支えて、完璧とは言えませんが、議 会のため、まちづくりのため、精いっぱいやってきた感があります。

まだまだ続けて、何となく議会を引っ張っていきたい思いが少し心残りがありますが、今後、議員のちょうど2年、残り2年は一議員として、新たな本市の新議長を支えつつ、議会を皆さんとともに盛り上げて、まちづくりに尽力したいと思います。2年間大変ありがとうございました。

○大 下 議 長 この際、日程の追加についてお諮りをいたします。副議長の辞職に伴 い、新たに副議長を選任する必要があります。

副議長の選挙は、緊急を要しますので、緊急事件と認め、日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、日程を追加いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

~~~~~()~~~~~~

午前11時23分 休憩

午前11時23分 再開

~~~~~~

○大 下 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

~~~~~

午前11時23分 休憩 午前11時35分 再開

~~~~~~

〇大 下 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。 ここで、暫時休憩といたします。

~~~~~~

午前11時35分 休憩 午前11時48分 再開 ~~~~~~~

○大 下 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~

追加日程第4 副議長の選挙

○大 下 議 長 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、投票によることといたします。

これより、議場を閉鎖いたします。

〔議場の閉鎖〕

○大 下 議 長 ただいまの出席議員数は、15名であります。

それでは、投票用紙を配ります。

〔投票用紙の配付〕

○大 下 議 長 なお、投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載くだ さい。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○大 下 議 長 配付漏れなしと認めます。

記入をしていただきます。

投票箱を点検をします。

〔投票箱の点検〕

○大 下 議 長 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げま すので、順次投票を願います。

○久城事務局次長 1番 南澤議員、2番 田邊議員、3番 山本議員、5番 新田議員、6 番 芦田議員、7番 山根議員、8番 先川議員、9番 児玉議員、11番 山本議員、12番 熊高議員、13番 秋田議員、14番 金行議員、15番

石飛議員、16番 宍戸議員、10番 大下議員。

○大 下 議 長 投票漏れはありませんか。

(なし)

○大 下 議 長 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場の開鎖〕

○大 下 議 長 開票を行います。

開票の立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、私から指名を いたします。

13番、秋田議員、及び14番 金行議員を指名いたします。

両議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○大 下 議 長 立会人は、自席にお戻りください。

選挙の結果を報告します。

投票総数15票。有効投票13票、無効投票2票です。

児玉議員が10票、田邊議員が3票でございます。

以上のとおりで、この選挙の法定得票数は、4票です。よって、児玉 議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に選任されました、児玉議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長就任の挨拶をお願いいたします。

御登壇お願いいたします。

○児玉副議長 皆様の御推挙によって副議長の任を与えていただきました。この重責をしっかりと認識しつつ、議員の皆様の御協力を得ながら、議長を中心とした円滑な議会を目指して、ともに努力してまいりたいと思います。 どうか、引き続き、よろしくお願いいたします。ありがとうございま

○大 下 議 長 お諮りいたします。この際、議席の一部変更の件を日程に追加したい と思います。

これに御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、日程を追加いたします。

~~~~~

追加日程第5 議席の一部変更

○大 下 議 長 追加日程第5、議席の一部変更を行います。

今回、議長及び副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたしたいと思います。

現在の議席番号から次のように変更を行います。

1番から8番及び13番から14番までは、ただいまの着席のとおりとし、 9番を15番、10番を16番、11番から12番をひと番ずつ繰り上げた席を議 席とし、15番を9番、16番を12番として指定いたします。

それぞれ変更いたします。

ここで、暫時休憩といたしまして、13時より全員協議会を開催いたし

ます。第1委員会室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

午後 0時04分 休憩 午後 3時45分 再開 ~~~~~~~~

○大 下 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~

日程第5 常任委員の選任

○大 下 議 長 日程第5 常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。任期満了に伴う常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務文教常任委員に、南澤議員、田邊議員、山本数博議員、芦田議員、先川議員、大下議員、熊高議員、秋田議員。産業厚生常任委員に、武岡議員、新田議員、山根議員、児玉議員、山本優議員、金行議員、石飛議員、宍戸議員。予算決算常任委員に、議長を除く全議員15名。

以上の諸君をそれぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

〇大 下 議 長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、以上の諸 君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

~~~~~

日程第6 議会運営委員の選任

○大 下 議 長 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。任期満了に伴う議会運営委員の選任については、 委員会条例第8条第1項の規定により、芦田議員、山根議員、先川議員、 山本優議員、熊高議員、石飛議員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、以上の諸 君を議会運営委員に選任することに決しました。

> この際、日程の追加についてお諮りいたします。私の手元に議会広報 特別委員の芦田議員から辞任願が提出されました。つきましては、議会 広報特別委員の辞任許可の件について、日程に追加し、直ちに議題とい たしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

> > (異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、日程を追加いたします。

~~~~~

追加日程第6 議会広報特別委員の辞任許可

〇大 下 議 長 追加日程第6、議会広報特別委員の辞任許可の件を議題といたします。 この際、辞任願の朗読は省略いたします。

お諮りいたします。本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議

ございませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認めます。よって、以上の諸君の議会広報特別委員の辞任 については許可することに決定いたしました。

> この際、日程の追加についてお諮りいたします。議会広報特別委員の 選任を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御 異議ございませんか。

> > (異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、日程を追加いたします。

~~~~~~

追加日程第7 議会広報特別委員の選任

○大 下 議 長 追加日程第7、議会広報特別委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会広報特別委員の選任については、委員会条例 第8条第1項の規定により、南澤議員、田邊議員、山本数博議員、武岡議 員、新田議員、宍戸議員、以上の諸君を指名いたしたいと思います。こ れに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、以上の諸 君を議会広報特別委員に選任することに決しました。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に欠員が生じましたので、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、日程を追加いたします。

~~~~~~

追加日程第8 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○大 下 議 長 追加日程第8、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行い ます。

> お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項 の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありません か。

> > (異議なし)

〇大 下 議 長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に、山根議員を指名いたしま す。 お諮りいたします。ただいま議長が指名しました、山根議員を広島県 後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありま せんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、山根議員 が、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました、山根議員が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。 これにて、令和4年第4回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。 御苦労さまでした。

~~~~~

午後 3時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員